

まだ間に合う！ 好きなキャッシュレス決済で使えるポイントが 上限5,000円分(付与率25%)もらえます！

対象期間が延長しました



令和3年3月までにマイナンバーカードを申請した方で、カード受け取り後、マイナポイントを申し込み、選んだ決済サービスにおける令和3年9月までのチャージまたはお買い物が対象です。
※2万円のチャージ・お買い物で、1人あたり上限5,000円分のポイント(マイナポイント)が国から付与されます。

役場お客さま窓口でマイナポイントの申し込みができます

役場お客さま窓口では、申し込みに必要な端末をお持ちでない方や操作が不安な方をお手伝いしていますので、お気軽にご相談ください。

【必要なもの】

- ・マイナンバーカード
- ・ご自身で設定した利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)
- ・決済サービスの情報(ID及びセキュリティコードの分かるもの)

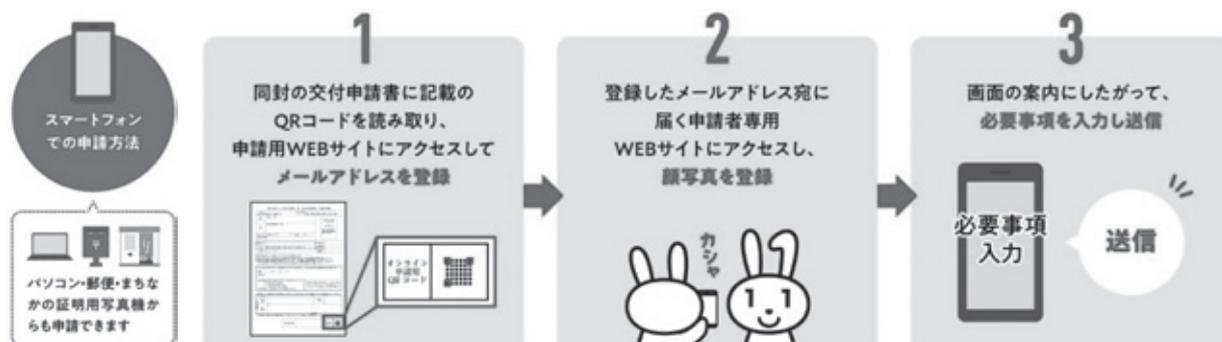


【お越しになる前に】

- ・決済サービスによっては、マイナポイント申込前に別途、各決済サービスが求める事前の登録手続き(アカウントの設定等)がご自身で必要な場合があります。
- ・決済サービスによっては、決済サービスアプリや店頭からしか申込できないものもあり、窓口でマイナポイントの申し込みができない場合がありますのでご了承ください。

まずはマイナンバーカードの申請から

マイナンバーカードをお持ちでない方にQRコード付交付申請書が送付されますので、ご活用ください。



マイナンバーカードの受け取りについて

原則申請した本人が来庁し、受け取りをお願いします。

15歳未満の方は法定代理人(親権者)と一緒に来庁してください。

- 本人が、身体の障がいやその他やむを得ない理由により、窓口にお越しになることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。
- ・病気、身体の障がい等により申請者の来庁が困難と認められる場合。
- ・長期(国内外)出張者、長期に航行する船員など仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状況に照らして申請者の来庁が困難と認められる場合。
- ・申請者が未就学児であり、来庁することが困難であるとき。

※仕事が多忙、通勤・通学のため役場にお越しになれない等は、やむを得ない理由には該当しません。

お問い合わせは住民課お客さま窓口(電話32-2500・2422)まで